様式第六の二を次のように改める。

様式第６の２

年度広報・調査等交付金事業評価報告書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　　㊞

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知を受けた広報・調査等交付金にかかる交付金事業の成果の評価について広報・調査等交付金交付規則第11条第３項の規定により別紙のとおり報告します。

注　⑴　別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。

⑵　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

別紙

Ⅰ．事業評価総括表

（単位：円）

番号	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間接交付金事業者名	交付金事業に要した経費	交付金充当額	備　考

（備考）　事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

Ⅱ．事業評価個表

番号	交付金事業の名称		
交付金事業者名又は間接交付金事業者名			
交付金事業実施場所			
交付金事業の概要			
総事業費		交付金充当額	
		うち文部科学省分	
		うち経済産業省分	
交付金事業の成果目標			
交付金事業の成果指標			
交付金事業の成果及び評価			

交付金事業の契約の概要

契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額

成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無

（備考）　⑴　事業ごとに作成すること。

⑵　番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

⑶　交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第１条（目的）を踏まえて具体的に記載すること。

⑷　交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

⑸　交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

⑹　交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

⑺　成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

○厚生労働省告示第百十三号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十第二号及び別表第七の規定に基づき、医療法第三十条の四第二項第十一号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（平成十八年厚生労働省告示第百六十一号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

題名中「第十一号」を「第十四号」に改める。

第一条を次のように改める。

（厚生労働大臣が定める時点）

第一条　医療法施行規則（以下「規則」という。）別表第七に規定する厚生労働大臣が定める時点は、平成三十二年とする。

第二条の見出しを「（入院期間が三月未満である入院患者の入院受療率）」に改め、同条中「六」を「七」に、「都道府県の年齢階級別精神病床新規入院率」を「精神病床における入院期間が三月未満である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の入院受療率」に、「第一」を「の第四欄」に改める。

第三条の見出しを「（入院期間が三月以上一年未満である入院患者の入院受療率）」に改め、同条中「六」を「七」に、「都道府県の年齢階級別精神病床入院率」を「精神病床における入院期間が三月以上一年未満である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の入院受療率」に、「第二」を「の第五欄」に改める。

第四条から第七条までを次のように改める。

（入院期間が一年以上である入院患者であって認知症でない者の入院受療率）

第四条　規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る性別及び年齢階級別の入院受療率は、別表の第六欄に掲げる数値とする。

（入院期間が一年以上である入院患者であって認知症である者の入院受療率）

第五条　規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る性別及び年齢階級別の入院受療率は、別表の第七欄に掲げる数値とする。

（病床利用率）

第六条　規則別表第七に規定する精神病床に係る病床利用率は、〇・九五とする。